

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 近畿財務局長

**【提出日】** 平成21年3月19日

**【事業年度】** 第50期（自平成19年11月21日 至平成20年11月20日）

**【会社名】** 北恵株式会社

**【英訳名】** KITAKEI CO.,LTD

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 北村 良一

**【本店の所在の場所】** 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトウビル

**【電話番号】** (06)6251 - 1161（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

**【最寄りの連絡場所】** 大阪市中央区南本町3丁目6番14号 イトウビル

**【電話番号】** (06)6251 - 1161（代表）

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営統括本部長 北村 誠

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年2月20日に提出いたしました第50期（自平成19年11月21日 至平成20年11月20日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### (10) 取締役及び監査役の責任免除の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### (10) 取締役及び監査役の責任免除の概要

#### (訂正前)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨、定款に定めております。

#### (訂正後)

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる旨、定款に定めております。